

別紙

「(仮称) 輪島ウインドファーム事業環境影響評価準備書」に対する  
環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社が、石川県輪島市において、最大で出力 90,300kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置に近接している。

また、現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では、渡り鳥の飛翔が確認されているほか、ハチクマ、サシバ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置から最寄りの住居との距離は約 500m と近接している。本事業の実施により、工事用資材の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音については最大で 14dB、風力発電機の稼働に伴う騒音については最大で 6dB と、騒音レベルが増加する予測結果となっている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、環境監視を実施すること。

## (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、アトリ、シメ等の渡り鳥及びハチクマ、サシバ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、ハチクマ、サシバ等の希少猛禽類の営巣が複数確認されていることから、工事期間中において、希少猛禽類の営巣状況に係る事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえて、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。